

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第75条の11並びに自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第102条の8において準用する同令第89条、同令第102条の9、同令第102条の10第3項において準用する同令第92条及び同令第102条の12において準用する同令第96条の規定を実施するため、予備自衛官補の教育訓練招集手続に関する訓令を次のように定める。

平成28年5月18日

防衛大臣 中谷 元

予備自衛官補の教育訓練招集手続に関する訓令

改正 平成30年9月27日省訓第42号
令和元年6月20日省訓第8号
令和2年12月28日省訓第67号
令和3年3月24日省訓第11号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 教育訓練招集（第3条―第16条）
- 第3章 雑則（第17条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、予備自衛官補の教育訓練招集の手続について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育訓練招集 自衛隊法第75条の11の規定により、防衛大臣が教育訓練招集命令を発して予備自衛官補を招集することをいう。
- (2) 教育訓練招集部隊等 教育訓練招集命令により予備自衛官補が出頭して教育訓練を受ける陸上自衛隊又は海上自衛隊の部隊及び機関（防衛大臣直轄の部隊及び機関を含む。第4条第1項において同じ。）をいう。
- (3) 担当地方協力本部長 予備自衛官補が居住する市区町村の区域を担当区

域とする自衛隊地方協力本部の地方協力本部長をいう。

- (4) 担当方面総監 陸上自衛隊の予備自衛官補が居住する市区町村の区域を警備区域（自衛隊法施行令（以下「令」という。）第14条に規定する警備区域をいう。第4条第1項及び第6条において同じ。）とする方面総監であって、当該警備区域における陸上自衛隊の予備自衛官補の受入れに係る事務を行うものをいう。
- (5) 担当地方総監 第4条第1項の規定により指定された海上自衛隊の教育訓練招集部隊等が所在する市区町村の区域を警備区域（令第27条に規定する警備区域をいう。）とする地方総監であって、当該警備区域における海上自衛隊の予備自衛官補の受入れに係る事務を行うものをいう。

第2章 教育訓練招集

（教育訓練招集命令書の配布等）

第3条 防衛大臣は、教育訓練招集を実施しようとする場合には、担当地方協力本部長に別記様式第1による教育訓練招集命令書に防衛大臣の官印を押印して配布する。

2 前項の防衛大臣の官印は、押印する代わりに、官印の印影を印刷したものをを用いることができる。

3 前2項に規定するもののほか、防衛大臣の官印を押印し、又はその官印の印影を印刷した教育訓練招集命令書の取扱いについては別に定める。

（教育訓練招集部隊等の指定等）

第4条 教育訓練招集部隊等の指定は、陸上自衛隊にあつては各方面総監の警備区域に所在する陸上自衛隊の部隊及び機関のうちから当該方面総監が、海上自衛隊にあつては海上自衛隊の部隊及び機関のうちから海上幕僚長がそれぞれ行うものとする。

2 担当方面総監又は担当地方総監は、予備自衛官補の採用時において、前項の規定により指定された教育訓練招集部隊等のうち、当該予備自衛官補の教育訓練に係る教育訓練招集部隊等を指定し、担当地方協力本部長を通じて当該予備自衛官補に通知するとともに、指定した教育訓練招集部隊等の長に当該予備自衛官補の氏名、現住所その他必要な事項を通知するものとする。

3 担当方面総監又は担当地方総監は、前項の規定により指定した当該予備自衛官補の教育訓練に係る教育訓練招集部隊等の変更を行った場合には、変更後の教育訓練招集部隊等を担当地方協力本部長を通じて、当該予備自衛官補に通知するとともに、変更後の教育訓練招集部隊等の長に前項の規定に準じて必要な事項を通知するものとする。

（教育訓練招集の実施）

第5条 防衛大臣は、陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和38年陸上自衛

隊訓令第10号) 第55条第3項及び海上自衛隊の教育訓練に関する訓令(昭和42年海上自衛隊訓令第4号) 第56条第2項に規定する招集教育訓練の期間を、採用の日から教育訓練修了期限までの間の各年に適宜に按分^{あん}して、教育訓練招集を実施するものとする。ただし、これにより難い特段の事情がある場合には、この限りでない。

(教育訓練招集の実施命令)

第6条 防衛大臣は、教育訓練招集を行うため、年度当初において、予備自衛官補に対する教育訓練招集命令については方面総監(当該予備自衛官補が居住する市区町村の区域を警備区域とする方面総監をいう。以下同じ。)に対し、出頭した予備自衛官補の受入れについては担当方面総監及び担当地方総監に対し、それぞれ教育訓練招集の実施時期、期間その他教育訓練招集に必要な事項を示して、その実施を命ずる。

(予備自衛官補の受入れ命令等)

第7条 前条の規定により予備自衛官補の受入れを命ぜられた担当方面総監及び担当地方総監は、教育訓練招集の実施時期、期間その他教育訓練招集に必要な事項を示して、第4条第1項の規定により指定された教育訓練招集部隊等の長に対し、予備自衛官補を受け入れるよう命ずるものとする。

2 前項の規定により予備自衛官補の受入れを命じた担当地方総監は、直ちに予備自衛官補を受け入れることとなった教育訓練招集部隊等の名称その他教育訓練招集命令の実施に必要な事項を方面総監に対し通知するものとする。

(担当地方協力本部長に対する教育訓練招集の実施命令)

第8条 第6条の規定により教育訓練招集命令の実施を命ぜられた方面総監は、担当地方協力本部長に対し、教育訓練招集の実施時期、期間その他必要な事項を示して、教育訓練招集命令の実施を命ずるものとする。

(教育訓練招集命令書に係る受領証)

第9条 令第102条の11第3項において準用する令第92条第1項の教育訓練招集命令書に係る受領証の様式は、別記様式第2のとおりとする。

(教育訓練招集に応ずることができない場合の申出書)

第10条 令第102条の9において準用する令第89条第1項に規定する申出書の様式は、別記様式第3のとおりとする。

(教育訓練招集命令の取消し等)

第11条 令第102条の9において準用する令第89条第5項の規定により、同条第3項に規定する教育訓練招集命令の取消し又は変更を行うことができる者として防衛大臣が指定する者は、担当地方協力本部長とする。

2 前項の教育訓練招集命令の取消し又は変更は、文書により行うものとする。

(出頭の遅延の場合の処置)

第12条 教育訓練招集命令を受けた予備自衛官補は、令第102条の13において準用する令第96条に規定する事由により指定の日時に指定の場所に出頭することができない場合には、直ちにその旨を担当地方協力本部長及び教育訓練招集部隊等の長に申し出るよう努めるものとする。

(担当地方協力本部長の通知)

第13条 担当地方協力本部長は、教育訓練招集命令書を発した場合には、直ちに当該予備自衛官補の氏名、現住所、出頭日、教育訓練招集命令書の交付番号及び発令年月日その他必要な事項を教育訓練招集部隊等の長に通知するものとする。

2 担当地方協力本部長は、教育訓練招集命令を取消し、若しくは変更した場合又は教育訓練招集命令書を交付することができなかった場合には、その都度当該予備自衛官補の氏名、教育訓練招集命令書の交付番号及び発令年月日、教育訓練招集命令を取消し、又は変更した理由その他必要な事項を方面総監に報告するとともに、教育訓練招集部隊等の長に通知するものとする。

(教育訓練招集の変更)

第14条 令第102条の9において準用する令第89条第5項の規定により、同条第4項に規定する教育訓練招集命令の変更を行うことができる者として防衛大臣の指定する者は、教育訓練招集部隊等の長とする。

2 前項の教育訓練招集命令の変更は、文書により行うものとする。

3 教育訓練招集部隊等の長は、第1項の教育訓練招集命令の変更を行った場合には、直ちに当該予備自衛官補の氏名、教育訓練招集命令書の交付番号及び発令年月日、教育訓練招集命令を変更した理由その他必要な事項を順序を経て方面総監に報告するとともに、担当地方協力本部長に通知するものとする。

(身体検査)

第15条 教育訓練招集部隊等の長は、出頭した予備自衛官補について、別に定めるところにより身体検査を行うものとする。

(調査)

第16条 教育訓練招集部隊等の長は、教育訓練招集命令を受けた予備自衛官補が教育訓練招集に応じなかった場合には、その旨を担当地方協力本部長に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた担当地方協力本部長は、当該予備自衛官補に関し必要な調査を行い、その結果を方面総監に報告するとともに、教育訓練招集部隊等の長に通知するものとする。

第3章 雑則

(委任規定)

第17条 この訓令の実施に関し必要な事項は、陸上自衛隊の予備自衛官補にあつては陸上幕僚長が、海上自衛隊の予備自衛官補にあつては海上幕僚長がそれぞれ定める。

- 2 陸上幕僚長は、前項の規定により地方協力本部長の行う予備自衛官補の招集手続に関し必要な定めをするときは、海上幕僚長と協議するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成28年5月18日から施行する。
- 2 予備自衛官補の教育訓練招集手続に関する訓令（平成14年陸上自衛隊訓令第4号）は、廃止する。

附 則（令和元年6月20日防衛省訓令第8号）

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日防衛省訓令第67号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年3月24日防衛省訓令第11号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和3年3月24日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1

交付番号 第 号

教 育 訓 練 招 集 命 令 書

予備自衛官補の現住所

予備自衛官補の氏名

教育訓練招集を命ずる。次により出頭されたい。

出頭日時	年 月 日 時 分
出頭場所	部隊等の所在地 部隊等の名称
招集期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間

年 月 日

防衛大臣

印

(担当地方協力本部の名称
担当地方協力本部の所在地)

(裏 面)
注 意

- 1 自衛隊員からこの教育訓練招集命令書（以下「命令書」という。）を交付された者は、この命令書に添付してある受領証に所要事項を記入の上、直ちにこれを返却してください。
- 2 教育訓練招集を命ぜられた予備自衛官補以外の者がこの命令書を受領した場合には、直ちに教育訓練招集を命ぜられた予備自衛官補に、迅速・確実な方法をもって出頭すべき日時及び場所その他必要な事項を通知の上、速やかにこの命令書を渡してください。なお教育訓練招集を命ぜられた予備自衛官補が行方不明等のため通知できない場合には、その旨を担当地方協力本部に通知してください。
- 3 教育訓練招集を命ぜられた予備自衛官補は、部隊等に出頭する場合には、この命令書を必ず携行してください。なお、教育訓練招集を命ぜられた予備自衛官補以外の者に命令書が交付され、教育訓練招集を命ぜられた予備自衛官補がその者からこの命令書を受領しては指定の日時に指定の場所に出頭することができないと認められる場合には、この命令書を携行しなくても差し支えありません。
- 4 教育訓練招集を命ぜられた予備自衛官補で疾病、負傷その他の理由によって教育訓練招集に応ずることができない場合には、定められた様式の申出書に、市町村長の証明書、医師の診断書(病名、負傷の程度、負傷若しくは疾病の原因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載したもの)その他教育訓練招集に応ずることができない理由を証明するに十分な書面を添えて担当地方協力本部長に直接持参又は郵便物若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第3項に規定する信書便物として送付することによって申し出なければなりません。なお、申出書の様式等については担当地方協力本部に問い合わせてください。
- 5 教育訓練招集を命ぜられた予備自衛官補は、疾病又は負傷、交通途絶又は遮断、交通機関の事故その他の理由により、指定の日時に指定の場所に出頭することができない場合には、直ちにその旨を担当地方協力本部長及び出頭すべき部隊等に連絡してください。

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。
2 用紙の色は、白色とする。

別記様式第 2

交付番号	第	号
受 領 証		
年	月	日
交付番号 第 号の教育訓練招集命令書を 受領しました。		
年	月	日
時	分	
予備自衛官補の氏名（自筆） （本人の代わりに受領した者は、下に署名してください。） 代理受領者 氏名（自筆）		
〇〇地方協力本部長 殿		

備考 1 この受領証は、隊員によって教育訓練招集命令書を交付する場合に添付するものとする。

2 用紙の大きさは、適宜とする。

別記様式第 3

申 出 書		
教育訓練招集命令書交付番号	第	号
指定出頭日時	年	月
	日	時
		分
指定出頭場所		
出頭部隊等の名称		
予備自衛官補の現住所		
予備自衛官補の氏名		
下記の理由により指定の日時及び場所に出頭することができませんので、 別紙書類（市町村長の証明書、医師の診断書その他教育訓練招集に応ずることができない理由を証明するに十分な書面）を添えて申し出ます。		
記		
1 理由		
2 出頭の見込み年月日		
	年	月
		日
防衛大臣 殿		
(送付先 〇〇地方協力本部長)		

備考 1 この申出書は、教育訓練招集に応ずることができない場合に用いるものとする。

2 用紙の大きさは、適宜とする。